

肱川流域 清流保全推進協議会 開催経緯

2002(h14)年	7月	2日(火)	設立総会
2002(h14)年1	1月	18~19日	先進地(菊池川)視察研修
2002(h14)年1	2月	20日(金)	環境検討部会
2003(h15)年	4月	23日(水)	事務打ち合わせ会
2003(h15)年	6月	10日(火)	事業推進部会・環境検討部会
2003(h15)年	7月	15日(火)	総会
2003(h15)年1	0月	9日(木)	事業推進部会
2003(h15)年1	1月	16日(日)	肱川流域水質浄化施設見学会
2004(h16)年	3月	18日(木)	事業推進部会・環境検討部会
2004(h16)年	3月		協議会HP立上げ
2004(h16)年	7月	12日(月)	事業推進部会・環境検討部会
2004(h16)年	7月	20日(火)	総会
2004(h16)年	8月	29日(日)	肱川流域一斉清掃
2004(h16)年1	1月	27日(土)	肱川流域水質浄化施設見学会
2005(h17)年	6月	27日(月)	事業推進部会・環境検討部会
2005(h17)年	7月	8日(金)	総会
2005(h17)年	8月	7日(日)	肱川流域一斉水質調査
2005(h17)年	8月	27日(土)	肱川流域一斉清掃
2005(h17)年1	1月	26日(土)	肱川流域水質浄化施設見学会
2007(h19)年	7月	6日(金)	事業推進部会・環境検討部会
2007(h19)年	8月	26日(日)	肱川流域一斉水質調査
2007(h19)年	8月	25日(土)	肱川流域一斉清掃(一部21,23,24日実施)
2008(h20)年	7月	21日(月)	肱川流域一斉水質調査
2008(h20)年	8月	23日(土)	肱川流域一斉清掃
2009(h21)年	6月	30日(火)	事業推進部会
2009(h21)年	7月	20日(月)	肱川流域一斉水質調査
2009(h21)年	8月	22日(土)	肱川流域一斉清掃
2010(h22)年	6月	30日(水)	事業推進部会
2010(h22)年	7月	19日(月)	肱川流域一斉水質調査
2010(h22)年	8月	21日(土)	肱川流域一斉清掃
2011(h23)年	6月	30日(木)	事業推進部会
2011(h23)年	7月	18日(月)	肱川流域一斉水質調査
2011(h23)年	8月	20日(土)	肱川流域一斉清掃
2012(h24)年	6月	29日(金)	事業推進部会
2012(h24)年	7月	16日(月)	肱川流域一斉水質調査
2012(h24)年	8月	18日(土)	肱川流域一斉清掃
2013(h25)年	7月	3日(水)	事業推進部会
2013(h25)年	7月	15日(月)	肱川流域一斉水質調査
2013(h25)年	8月	24日(土)	肱川流域一斉清掃
2014(h26)年	7月	17日(木)	事業推進部会
2014(h26)年	7月	21日(月)	肱川流域一斉水質調査
2014(h26)年	8月	23日(土)	肱川流域一斉清掃

## 肱川流域清流保全推進協議会規約

### (名称)

第1条 この協議会は、肱川流域清流保全推進協議会(以下「協議会」という。)という。

### (目的)

第2条 協議会は、肱川流域の5市町が制定した清流保全条例を受けて、市町、国及び県が連携して、河川の浄化と河川環境の保全(以下「河川の浄化等」という。)を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 河川の浄化等に関する啓発
- (2) 水質の保全、改善に関する事業
- (3) その他目的達成のために必要な事項

### (組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

### (役員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

会長 1名  
副会長 2名  
監事 2名

2 役員は、会員の互選による。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員の仕事は妨げない。
- 3 役員は、その期間が満了したときにおいても、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

### (会議)

第8条 定例会は年1回とし、必要に応じ臨時会を開催する。

- 2 会長は必要に応じ、関係者に委員会又は臨時会への参加を求めることができる。

( 会議の議決事項 )

第 9 条 定例会及び臨時会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。

- ( 1 ) 規約の改正
- ( 2 ) 事業計画及び事業報告の承認
- ( 3 ) 予算及び決算の承認
- ( 4 ) その他協議会の運営上必要な事項

( 部会 )

第 10 条 協議会に事業の推進のため、事業推進部会を置き、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- ( 1 ) 各市町が制定した清流保全条例の推進に関する取組への協力
  - ( 2 ) 水環境の調査及び解析、改善計画の策定及び事業の実施並びに改善事業の評価及び公表
- 2 部会は、別表 2 に掲げる者を持って組織する。

( アドバイザー )

第 11 条 協議会は、必要に応じ学識経験者 ( 以下「アドバイザー」という。 ) に技術的事項について指導、助言を求めることができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

( 経費 )

第 12 条 協議会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

( 会計年度 )

第 13 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

( 事務局 )

第 14 条 協議会の事務を処理するため、事務局を会長所在の関係機関の担当課に置く。

- 2 事務局に事務局長ほか必要な職員を置くことができる。

( 委任 )

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成 14 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 16 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 7 月 8 日から施行する。

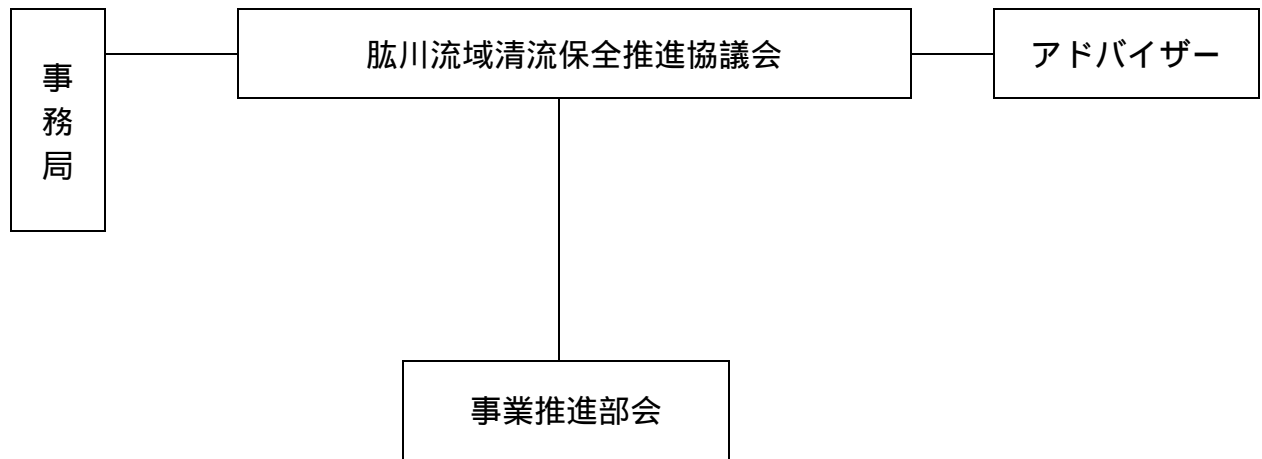
附 則

この規約は、平成 19 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 6 月 29 日から施行する。

## 組織図



肱川流域清流保全推進協議会 アドバイザー

愛媛大学沿岸環境科学研究センター 准教授 大森浩二

別表 1

肱川流域清流保全推進協議会 委員

大 洲 市 長  
 西 予 市 長  
 伊 予 市 長  
 内 子 町 長  
 砥 部 町 長

四国地方整備局	大洲河川国道事務所	所長
〃	山鳥坂ダム工事事務所	所長
〃	野村ダム管理所	所長

愛媛県	土木部	河川港湾局	河川課長
〃	〃	〃	水資源対策課長
〃	〃	道路都市局	都市整備課長
〃	農林水産部	農業振興局	農地整備課長
〃	県民環境部	環境局	環境政策課長
〃	中予地方局	健康福祉環境部	環境保全課長
〃	〃	建設部	河川砂防課長
〃	八幡浜支局	健康福祉環境部	環境保全課長
〃	大洲土木事務所	所長	
〃	西予土木事務所	所長	

別表 2

事業推進部会 会員

大 洲 市	担当課長
西 予 市	担当課長
伊 予 市	担当課長
内 子 町	担当課長
砥 部 町	担当課長

四国地方整備局	大洲河川国道事務所	副所長
"	"	調査課長
"	山鳥坂ダム工事事務所	副所長
"	"	調査設計課長
"	"	事業計画課長
"	野村ダム管理所	管理係長

愛媛県	土木部	河川港湾局	河川課	主幹
"	"	"	水資源対策課	主幹
"	"	道路都市局	都市整備課	主幹
"	農林水産部	農業振興局	農地整備課	主幹
"	県民環境部	環境局	環境政策課	主幹
"	中予地方局	健康福祉環境部	環境保全課	係長
"	"	建設部	河川砂防課	係長
"	八幡浜支局	健康福祉環境部	環境保全課	主幹
"	大洲土木事務所	河川港湾課		課長
"	西予土木事務所	河川砂防課		課長